

価格転嫁の状況

- 1 化石燃料の輸入価格の影響
 - 1-1 ガソリンの段階別価格推移
 - 1-2 軽油の段階別価格推移
 - 1-3 灯油の段階別価格推移
 - 1-4 C重油の段階別価格推移
 - 1-5 化石燃料の価格決定方法

- 2 消費税導入時・引き上げ時の値動
 - 2-1 消費税導入時
 - 2-2 消費税引き上げ時
 - 2-3 軽油引取税引き上げ時

- 3 アンケートによる特約店・消費税転嫁意識調査

8) L P G

○上流課税

納税義務者：輸入業者及び精製業者

課税場数：揮発油税の課税場数から推定すると約 300 場

○下流課税

納税義務者：都市ガス生産者、工場、事業場、LPG充填者(家庭、運輸業含む)等

課税場数：推定困難*

9) 電気、ガスについて消費時点に着目した下流課税をする場合

①電気

納税義務者：消費者

特別徴収義務者：電気事業者

課税場数：一般電気事業者、卸電気事業者、特定規模電気事業者等：約 100 事業者

②ガス

納税義務者：消費者

特別徴収義務者：ガス事業者

課税場数：一般ガス事業者、簡易ガス事業者：約 1,900 事業者

*：石炭、灯油、重油、L P G及び天然ガスの使用者の数は小規模のものも含めた場合、推定が難しい。このうち石炭、重油及び天然ガスは、産業部門及び業務その他部門での使用割合が高い。産業及び業務その他部分における大口の消費者としては、例えば省エネ法の第1種エネルギー管理指定工場（燃料等 3,000k1/年以上又は電気 1,200 万 kwh /年以上。約 4,160 場）、第2種エネルギー管理指定工場（燃料等 1,500k1/年以上又は電気 600 万 kwh /年以上。約 6,650 場）、公害健康被害補償予防法の汚染負荷量賦課金の納付義務者（約 8,700 場）の数字が参考となる。

(参考)

既存のエネルギー関連税制の課税段階と課税場数

- ・ 石油石炭税（最上流課税）：原油：20 場、天然ガス：381 場 石炭 13 場
- ・ 揮発油税（上流課税）：338 場 [製造場数等]
- ・ 石油ガス税（下流課税）：2,642 場
- ・ 航空機燃料税（下流課税）：1,503 場 [納税地数]
- ・ 軽油引取税（下流課税）：31,048 場 [元売業者及び特約業者の事業所等の数]

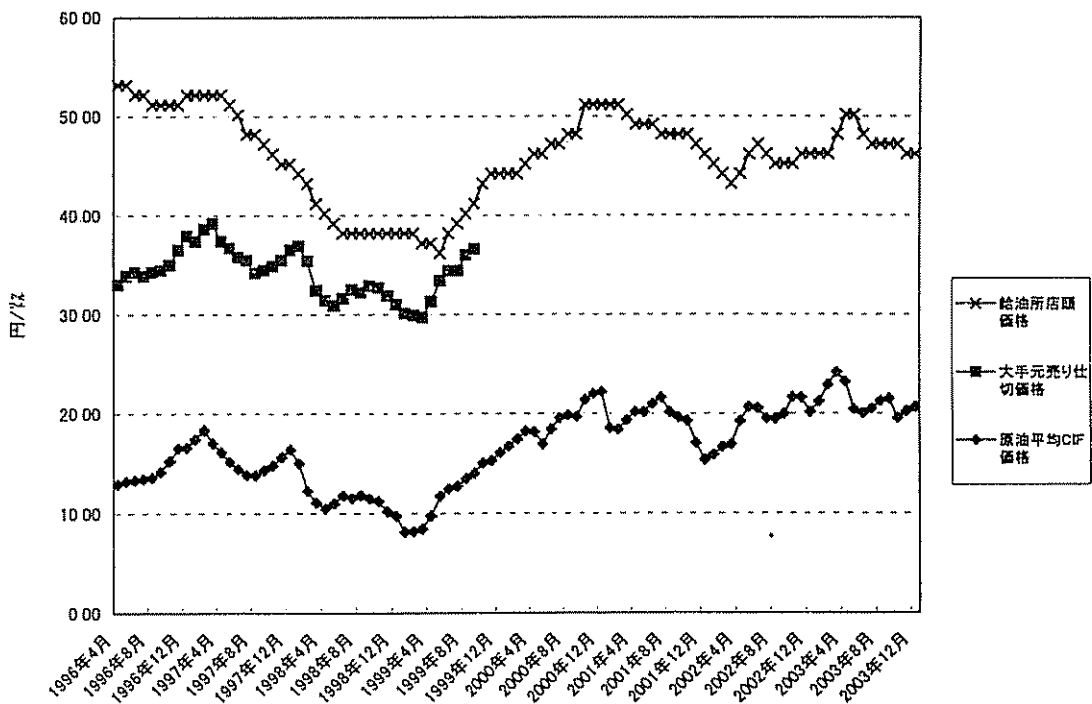
軽油引取税については、特別徴収義務者となっている元売業者及び特約業者の事業所等の数である。特別徴収とは、税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつその徴収すべき税金を課税庁に納入させることである。軽油引取税の特別徴収義務者には、免税の手続きを行う等一般の特別徴収義務者とは異なる事情があることに鑑み、課税庁は一定の事務費を交付金として特別徴収義務者に交付している。

1 化石燃料の輸入価格の影響

ガソリン、軽油、灯油、C重油とも程度の差やタイムラグなどの違いはあるが、輸入価格の変動は卸売価格、小売価格に概ね反映されていると言える。特に卸売価格は、より正確にかつ敏感に価格転嫁が行われている。

1-1 ガソリンの段階別価格推移

図1 ガソリンの段階別価格の推移



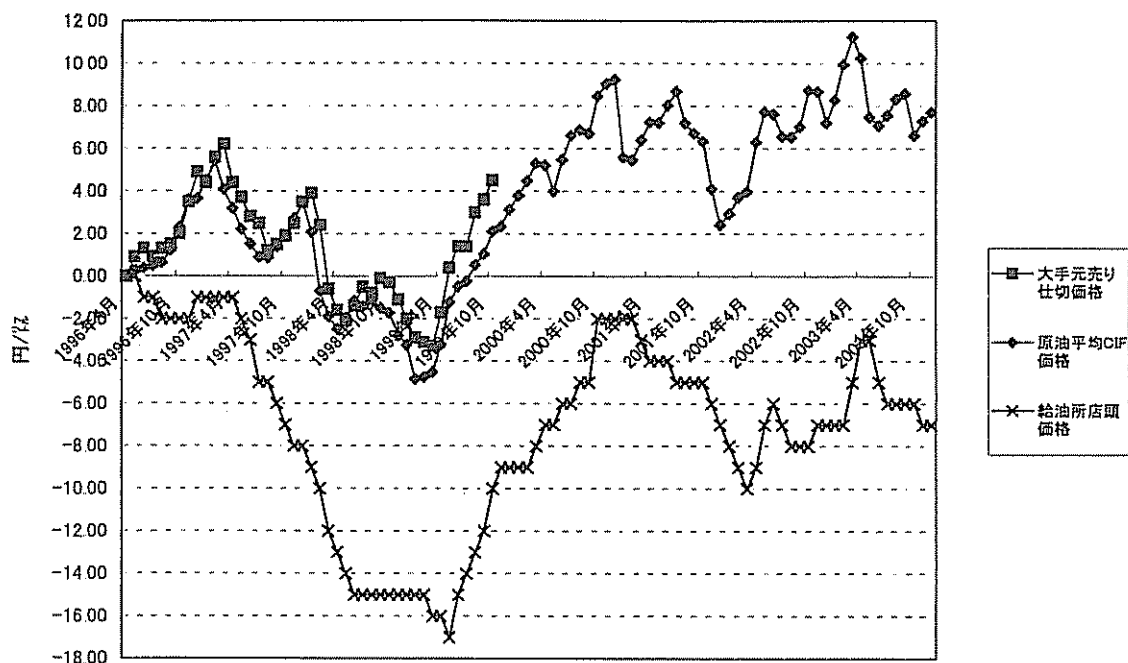
出所) 原油平均 CIF 価格: 財務省「貿易統計」
 大手元売り仕切価格: (株)セキツウ「石油価格統計集 1999 年版」
 給油所店頭価格: (財)日本エネルギー経済研究所・石油情報センター「給油所石油製品市況調査」

注)

- ・ CIF 価格とは、輸入価格として通常使われるもので、運賃保険料込みの価格 (Cost Insurance and Freight) のことである。Cost (本船積み込み渡し価格)、Insurance (航海中の危険に対する貨物の保険料)、Freight (積み地から揚げ地までの輸送運賃) の 3 つから構成される。
- ・ 給油所店頭価格、大手元売り仕切価格からはガソリン税分 (53.8 円/ℓ) を除いている。
- ・ 価格は消費税抜きの価格
- ・ ガソリンはレギュラーガソリンの全国平均価格

参考) 温暖化対策税の税率を 3400 円/t-C とした場合は、ガソリンの課税額は 2.14 円/ℓになる。

図2 ガソリンの段階別価格差の推移 (1996年4月を基準)



出所) 前図と同様

注) 前図と同様

表1 ガソリンの段階別価格間の相関係数

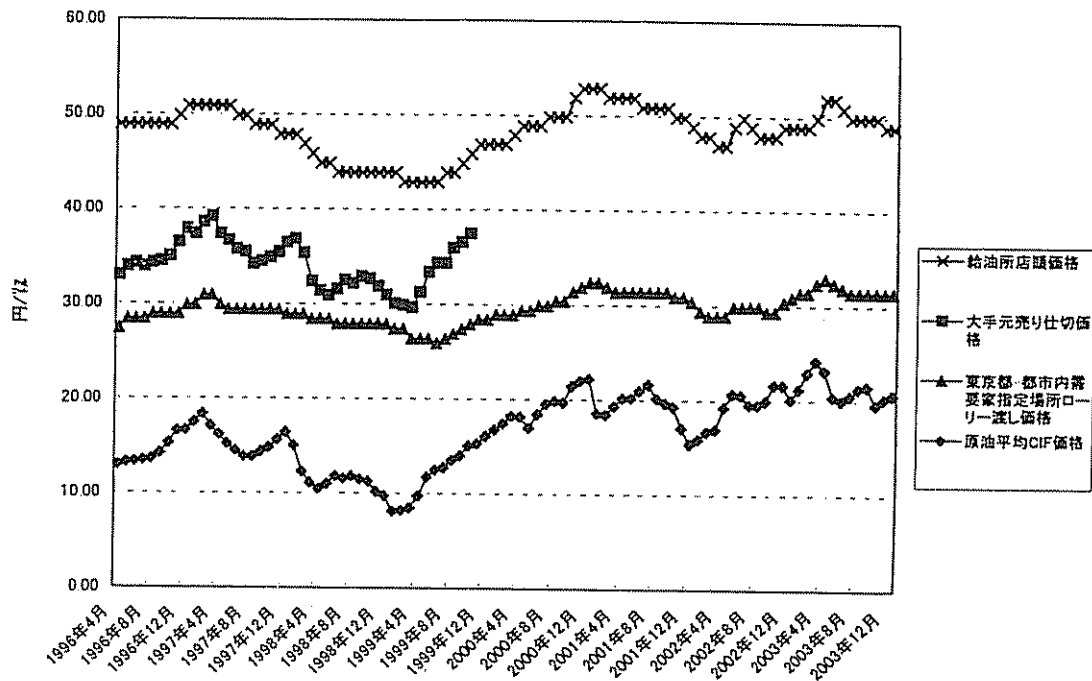
	対: 当月の大手元売り仕切価格	対: 当月の給油所店頭価格
当月の原油平均 CIF 価格	0.939	<i>0.585</i>
当月の大手元売り仕切価格	—	0.655
前月の原油平均 CIF 価格	0.933	<i>0.633</i>
前月の大手元売り仕切価格	—	0.688
2ヶ月前の原油平均 CIF 価格	0.803	<i>0.657</i>
2ヶ月前の大手元売り仕切価格	—	0.691

注) 大手元売り仕切価格との相関は、1996年4月～1999年10月の価格を用いて算出

それ以外は、1996年4月～2003年12月の価格を用いて算出(イタリック文字)

1-2 軽油の段階別価格推移

図3 軽油の段階別価格の推移



出所)

原油平均 CIF 価格: 財務省「貿易統計」

大手元売り仕切価格: (株)セキツウ「石油価格統計集 1999 年版」

東京都・都市内需要家指定場所ローリー渡し価格: 経済調査会「物価版」

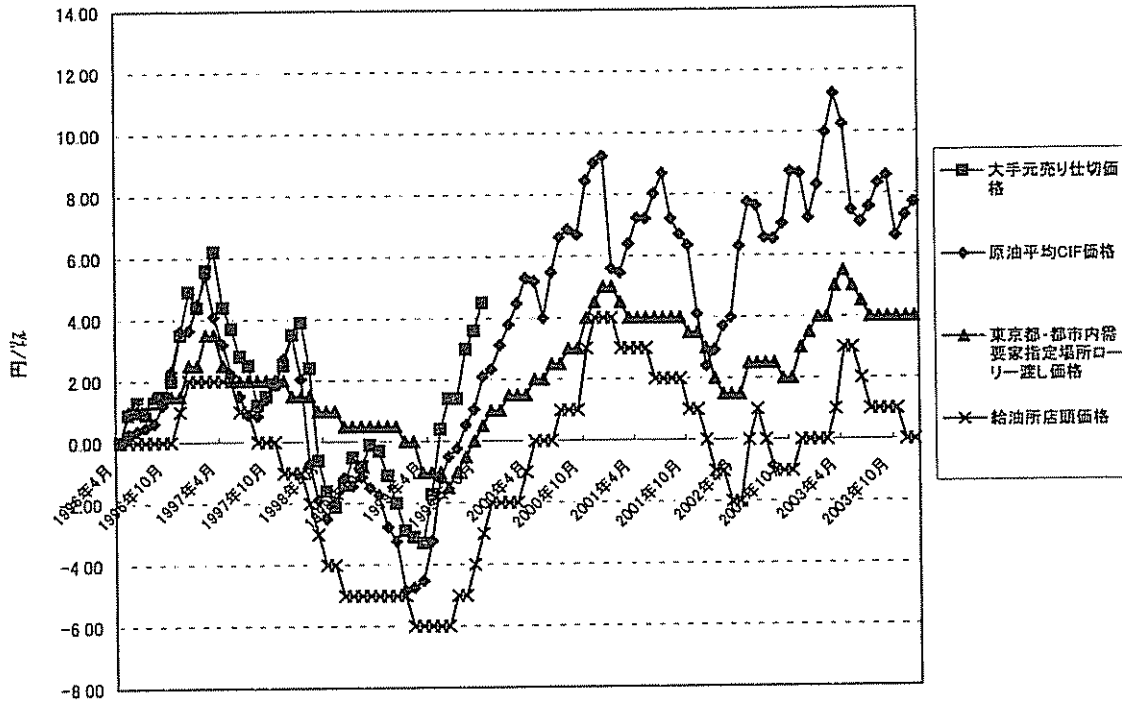
給油所店頭価格: (財)日本エネルギー経済研究所・石油情報センター「給油所石油製品市況調査」

注)

- 給油所店頭価格、東京都・都市内需要家指定場所ローリー渡し価格からは軽油引取税分を除いている。
(「ローリー渡し価格」とは、トラック事業者やバス事業者等の大口需要家の指定する場所(油槽所)まで、供給者側がタンクローリーによって陸上輸送して持ち届ける場合の価格のこと)
- 価格は消費税抜きの価格

参考) 温暖化対策税の税率を 3400 円/t-C とした場合は、軽油の課税額は 245 円/ℓになる。

図4 軽油の段階別価格差の推移（1996年4月を基準）



出所) 前図と同様

注) 前図と同様

表2 軽油の段階別価格間の相関係数

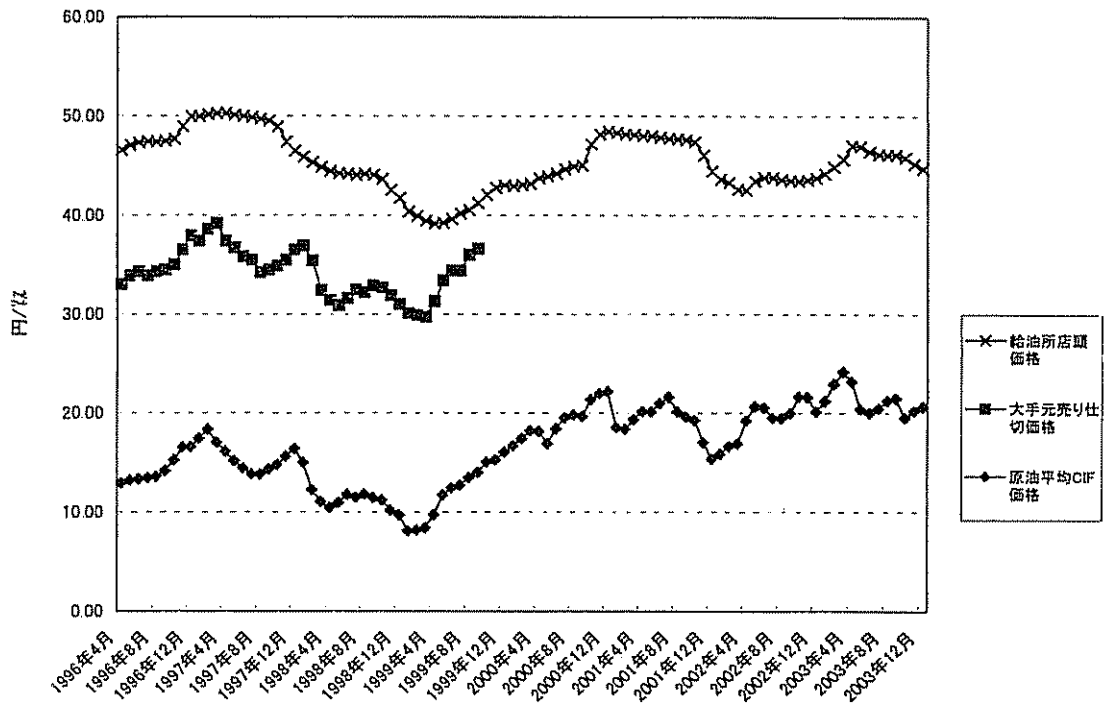
	対:当月の大手元 売り仕切価格	対:当月の東京都・ 都市内需要家指定場 所ローリー渡し価格	対:当月の給油所 店頭価格
当月の原油平均CIF価格	0.939	0.851	0.766
当月の大手元売り仕切価格	—	0.633	0.728
前月の原油平均CIF価格	0.933	0.903	0.815
前月の大手元売り仕切価格	—	0.706	0.772
2ヶ月前の原油平均CIF価格	0.803	0.923	0.819
2ヶ月前の大手元売り仕切価格	—	0.755	0.776

注) 大手元売り仕切価格との相関は、1996年4月～1999年10月の価格を用いて算出

それ以外は、1996年4月～2003年12月の価格を用いて算出(イタリック文字)

1-3 灯油の段階別価格推移

図5 灯油の段階別価格の推移



出所)

原油平均 CIF 価格: 財務省「貿易統計」

大手元売り仕切価格: (株)セキツウ「石油価格統計集 1999 年版」

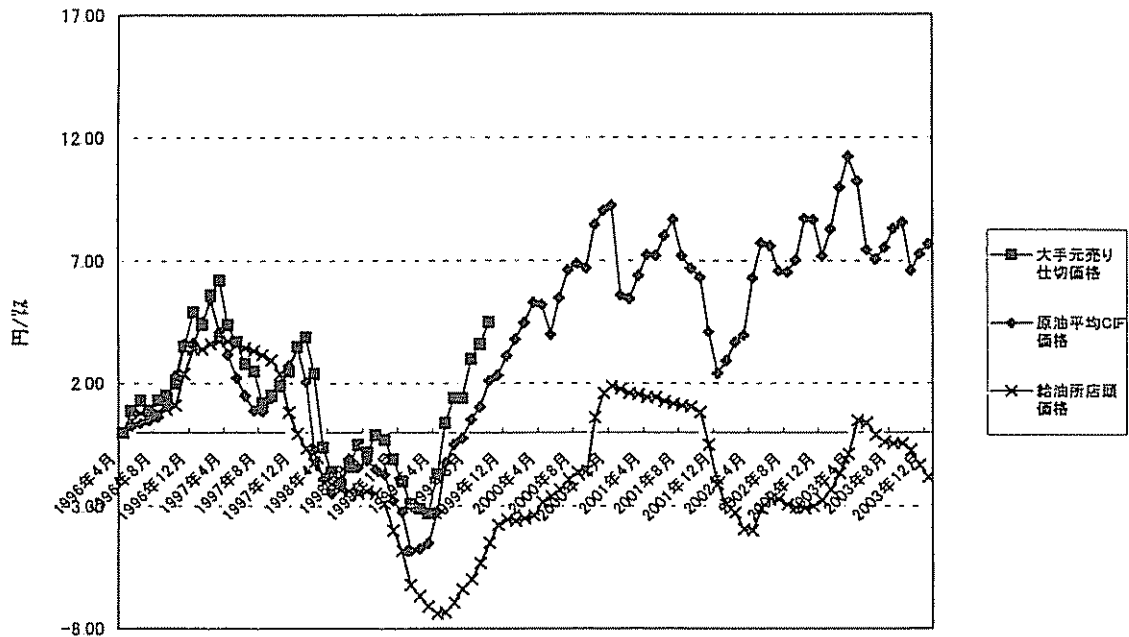
給油所店頭価格: (財)日本エネルギー経済研究所・石油情報センター「給油所石油製品市況調査」

注)

- ・ 価格は消費税抜きの価格
- ・ 給油所店頭価格は18%当たりの価格を1%当たりに換算している

参考) 温暖化対策税の税率を 3400 円/トC とした場合は、灯油の課税額は 233 円/ℓになる。

図6 灯油の段階別価格差の推移 (1996年4月を基準)



出所) 前図と同様

注) 前図と同様

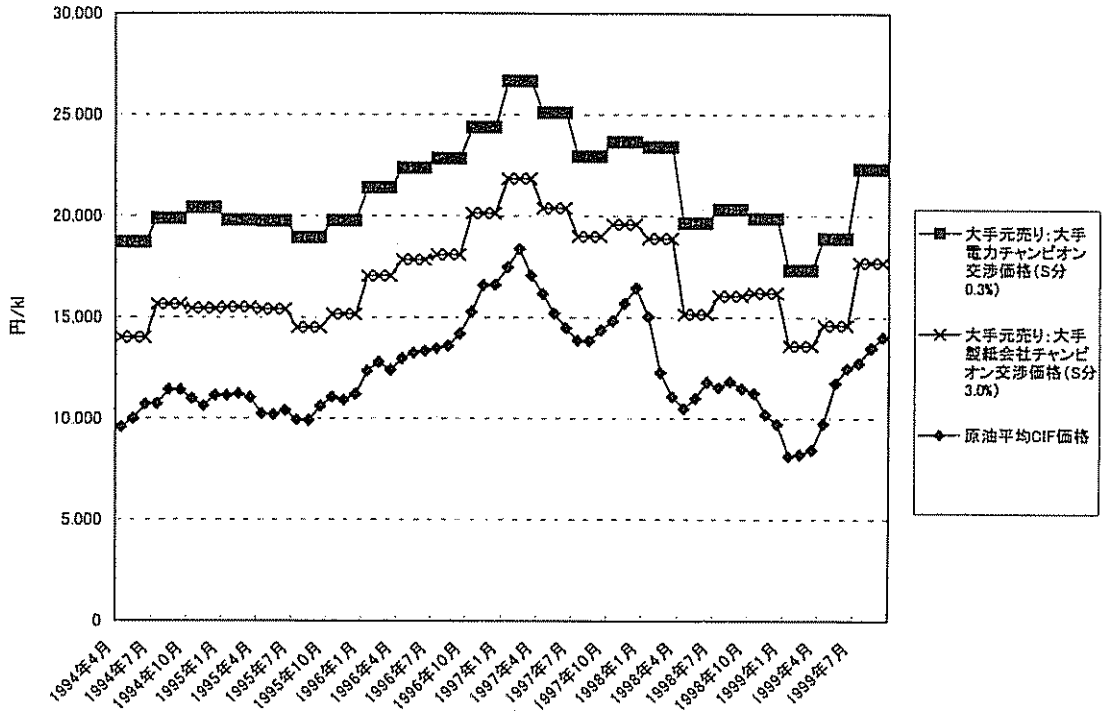
表3 灯油の段階別価格間の相関係数

	対: 当月の大手元売り仕切価格	対: 当月の給油所店頭価格
当月の原油平均 CIF 価格	0.939	0.351
当月の大手元売り仕切価格	—	0.617
前月の原油平均 CIF 価格	0.933	0.409
前月の大手元売り仕切価格	—	0.660
2ヶ月前の原油平均 CIF 価格	0.803	0.444
2ヶ月前の大手元売り仕切価格	—	0.684

注) 大手元売り仕切価格との相関は、1996年4月～1999年10月の価格を用いて算出
それ以外は、1996年4月～2003年12月の価格を用いて算出(イタリック文字)

1-4 C重油の段階別価格推移

図7 C重油の段階別価格の推移



出所)

原油平均 CIF 価格: 財務省「貿易統計」

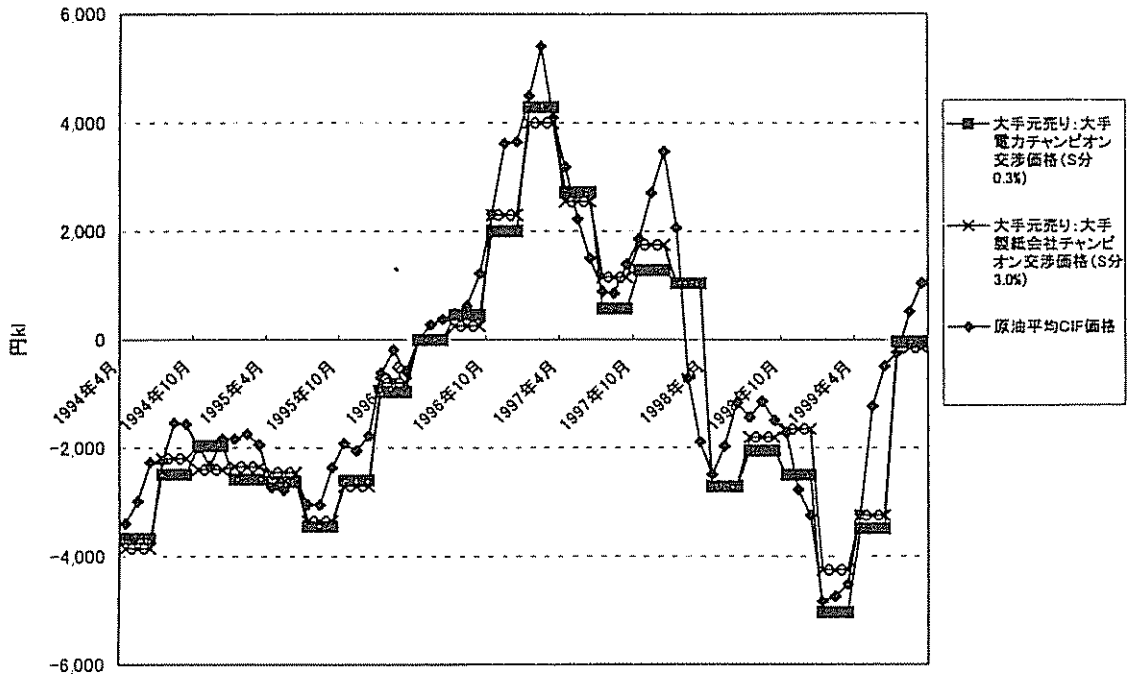
大手元売り・大手電力、大手元売り・大手製紙会社のチャンピオン価格: (株)セキツウ「石油価格統計集 1999年版」

注)

- ・ チャンピオン価格とは、売り手、買い手の業界をそれぞれ代表する2社の価格交渉により決定された価格。決定価格は指標価格として、売買双方の業界が取引に準拠することが期待される。
- ・ 価格は消費税抜きの価格
- ・ チャンピオン価格は3ヶ月ごとに改定される(グラフ上では3ヶ月間同じ価格として表示している)
- ・ 大手電力の購入するC重油と、大手製紙会社の購入するC重油では硫黄含有分が異なっている(大手電力ではS分0.3%、大手製紙会社ではS分3.0%)

参考) 温暖化対策税の税率を 3400 円/t-C とした場合は、C 重油の課税額は 2.745 円/KL になる。

図8 C重油の段階別価格差の推移（1994年4月を基準）



出所) 前図と同様

注) 前図と同様

表4 C重油の段階別価格間の相関係数

	対: 当月の大手元売り: 大手電力チャンピオン価格	対: 当月の大手元売り: 大手製紙会社チャンピオン価格
当月の原油平均 CIF 価格	0.934	0.930
前月の原油平均 CIF 価格	0.953	0.952
2ヶ月前の原油平均 CIF 価格	0.930	0.931

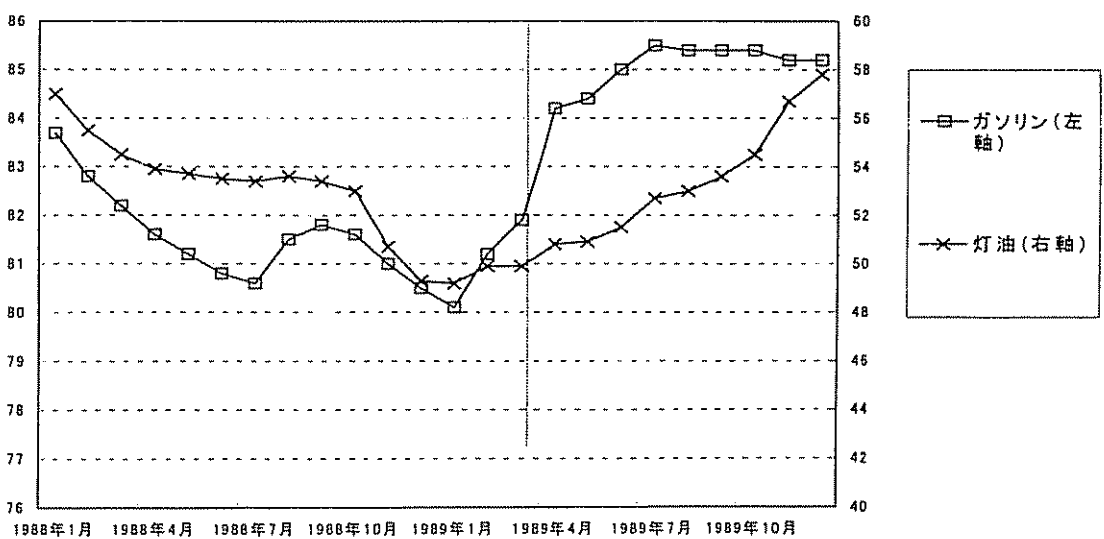
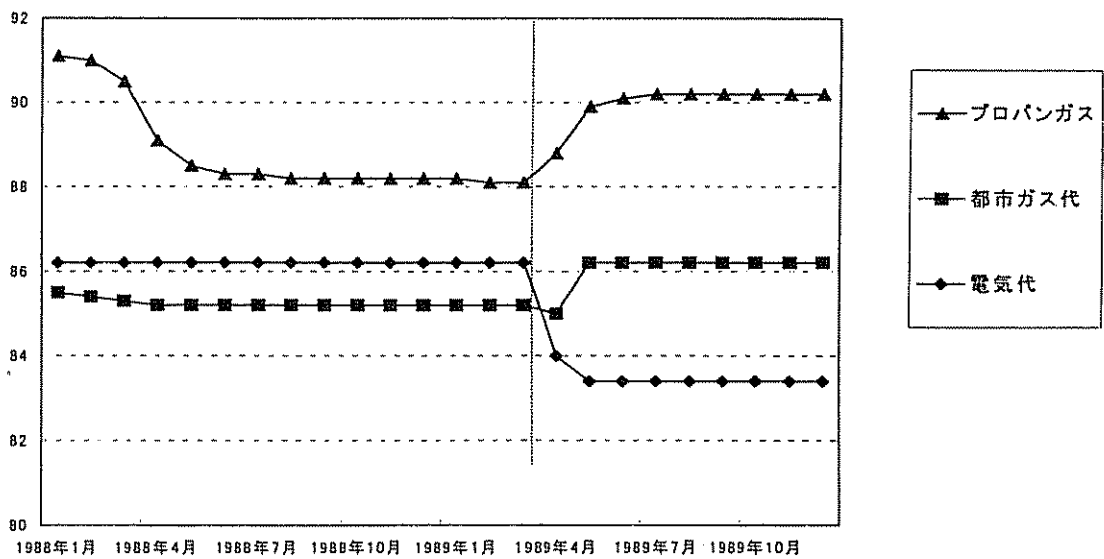
注) 1994年4月～1999年9月の価格を用いて算出

2 消費税導入時・引き上げ時の値動き

消費税の導入・引き上げ、軽油引取税の引き上げのすべてについて、導入直後の1～2ヶ月後には小売価格に転嫁されたとと言える。

2-1 消費税導入時（1989年4月に税率3%で導入）

図11 消費税導入時の各燃料の消費化物価指数（全国・1985年=100）の変化



出所) 総務庁統計局「消費者物価指数年報」

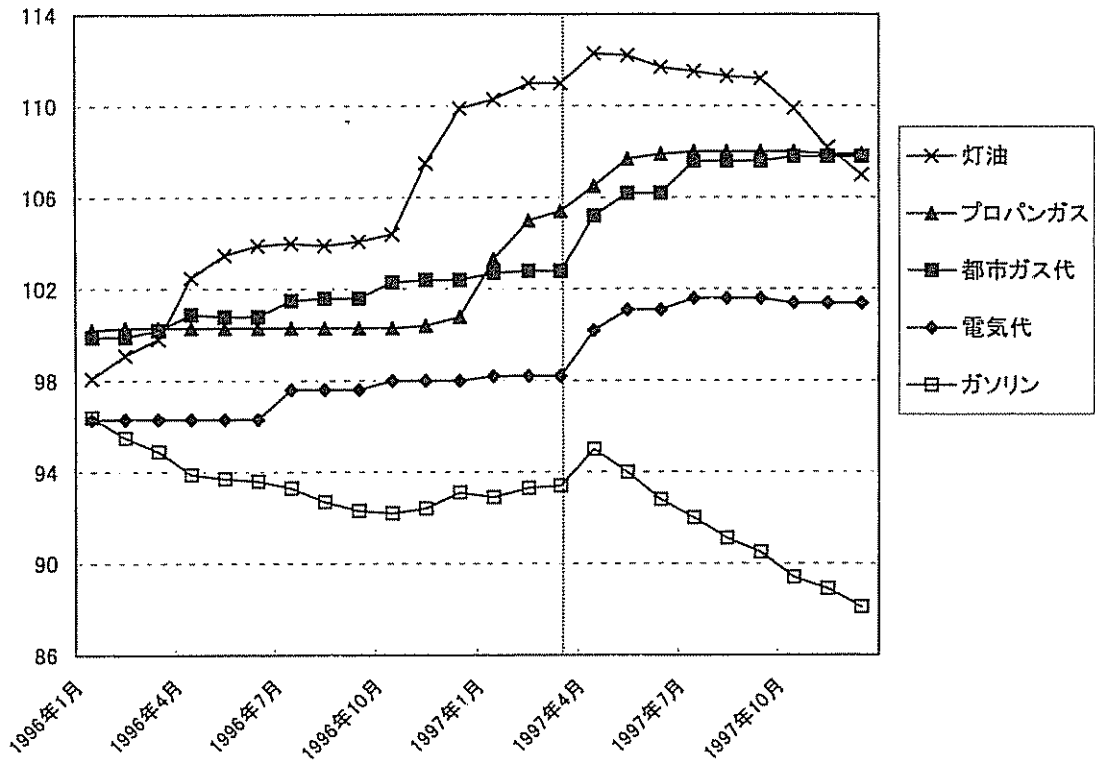
注) 1989年3月末で電気税(電気料金の5%)、ガス税(ガス料金の2%)が廃止されている

表5 消費税（3%）導入時の各燃料の消費物価指数上昇率

	電気	都市ガス	プロパンガス	灯油	ガソリン
上昇率(4月/3月)	-2.6%	-0.2%	0.8%	1.8%	2.8%
上昇率(5月/3月)	-3.2%	1.2%	2.0%	2.0%	3.1%

2-2 消費税引き上げ時（1997年4月に税率を3%から5%に引き上げ）

図12 消費税引き上げ時の各燃料の消費化物価指数（全国・1985年=100）の変化



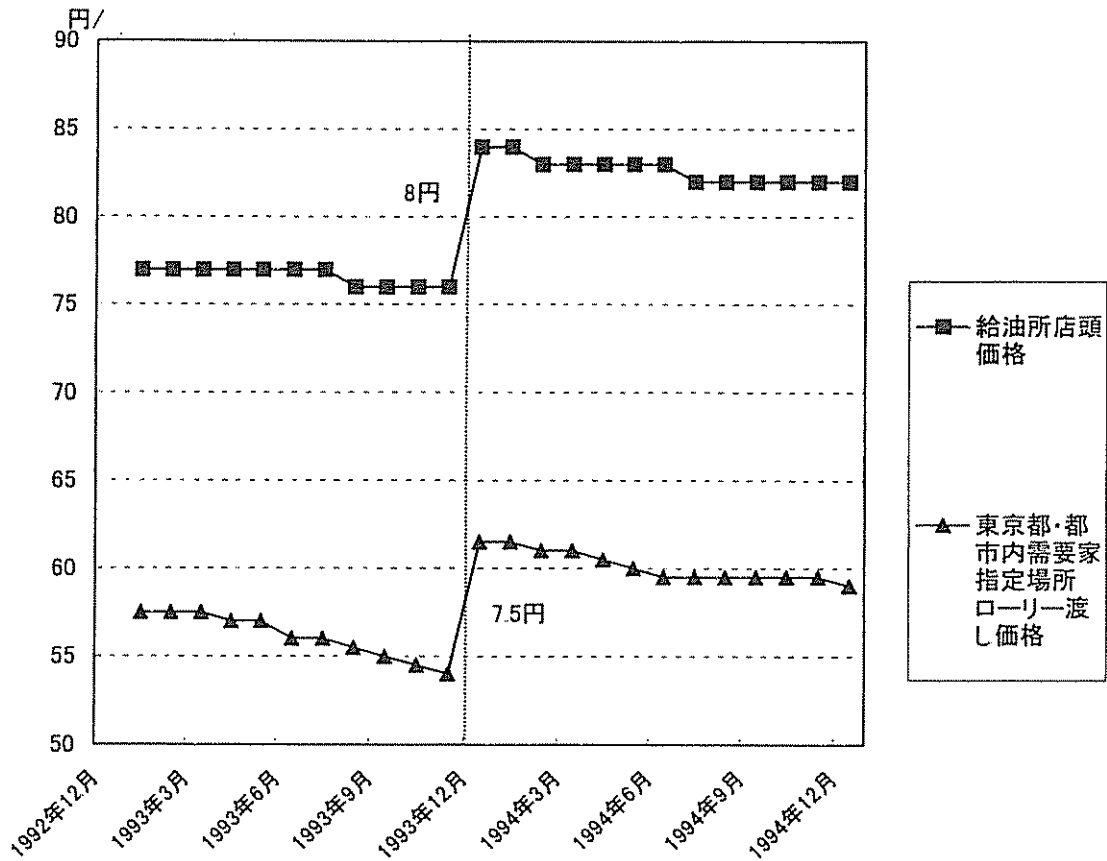
出所) 総務庁統計局「消費者物価指数年報」

表6 消費税（3%→5%）導入時の各燃料の消費化物価指数上昇率

	電気	都市ガス	プロパンガス	灯油	ガソリン
上昇率(4月/3月)	2.0%	2.3%	1.0%	1.2%	1.7%
上昇率(5月/3月)	3.0%	3.3%	2.2%	1.1%	0.6%

2-3 軽油引取税引き上げ時（1993年12月に税率を24.3から32.1円/ℓに引き上げ）

図13 軽油引取税引き上げ時の軽油価格の変化（消費税は含まない）



出所) 東京都・都市内需要家指定場所ローリー渡し価格: 経済調査会「物価版」

給油所店頭価格: (財)日本エネルギー経済研究所・石油情報センター「給油所石油製品市況調査」

注) 単位が円/ℓの場合、東京都・都市内需要家指定場所ローリー渡し価格は小数点以下1位まで、給油所店頭価格は整数値となっている

3 消費税導入時のアンケートによる特約店・消費税転嫁意識調査

アンケートによれば、消費税の導入時の転嫁について、ほぼ全ての特約店において転嫁がなされたと考えていたと言える。

1. 消費税の転嫁状況

(単位・社、%)

	1. 直営給油所分		2. 卸売分	3. インタンクユーザー分		
	現金	掛売		イ. 灯油	ロ. 軽油	ハ. A重油
A. 完全に転嫁している	379 (98.7)	371 (96.6)	277 (97.9)	271 (96.1)	278 (95.5)	284 (95.9)
B. 消費税相当分の2/3以上転嫁	5 (1.3)	12 (3.1)	6 (2.1)	11 (3.9)	12 (4.1)	12 (4.1)
C. 消費税相当分の2/3以下	()	1 (0.3)	()	()	1 (0.3)	()
D. ほとんど転嫁できていない	()	()	()	()	()	()
計	384 (100.0)	384 (100.0)	283 (100.0)	282 (100.0)	291 (99.9)	296 (100.0)
該当なし・無回答	1	1	102	103	94	89
総計	385					

(注) 上段は実数, 下段の () 内の数字は構成比。以下同様。

資源エネルギー庁「消費税転嫁円滑化フォローアップ中央会議」資料 (平成元年6月29日)

出典: 旬刊セキツウ 89.7.1